



広 地域安全ニュース
報 くるしま

NO.568
発行所
今治地区防犯協会
今治警察署
電話 34-0110
FAX 31-7001

万引きは犯罪です!

「万引き」は、お金を払わずに、お店から品物を持って出ることです。つまり**ドロボウ（窃盗）**です。



せつとう 窃盗 = 10年以下の懲役又は 50万円以下の罰金

(刑法第 235 条)

★ 許しません! 「万引き」。ルールを守ろう。

社会には、ルールがあります。自分のものと他人のもの
のけじめをつけることが必要です。

ひとのものをとったり、ウソをついたりしていると、誰か
らも信用されなくなります。

「ちょっとだけ」「だれも見てない」「友だちもしているから」
は、何の言い訳にもなりません。



★ 「自分はしてない」といっても罪になります。

人に万引きをさせる、万引きをするように誘う、見張りを
していただけ、盗んだものだを知っていて、もらったり売っ
てもらったりする・・・

これらは、どれも犯罪です。また、見つかったら買取れば
いい」は、大間違いです! 犯した罪をなかったことにするこ
とはできません。



万引きをして得する人は・・・

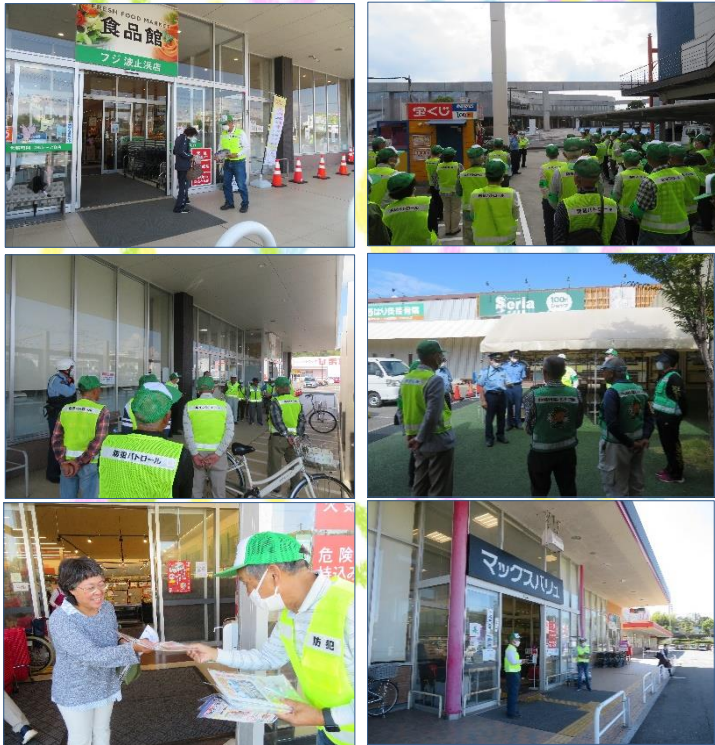
お店の人の怒り、お店への損害、見つかったはじめて罪の
重さに気づくあなた。警察署で厳しく取り調べられ・・・迎
えに来た保護者の悲しむ顔。万引きをして得する人はだれも
いません。

あなた自身が信用を失い、あなたを大切に思っている人を
悲しませることになります。



～全国地域安全運動～

★市内各所で全国地域安全運動に合わせて防犯キャンペーンが行われました！



令和5年11月25日から12月1日は 犯罪被害者週間です！

ご存じですか？被害者支援センターえひめのことを

ご存知ですか？
被害者支援センターえひめのことを

犯罪被害にあつて苦しんでおられる被害者やご家族の支援をしております。

愛媛県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体
公益社団法人 **被害者支援センターえひめ**

事務局：〒791-1114 松山市井門町544番地4
TEL：089-905-0170 ・ FAX：089-905-0160
Eメール：Info@shien-ehime.or.jp
相談電話：089-905-0150

その電話、本物の職員からですか？

★警察官や市役所職員を装った不審なメールや電話に注意

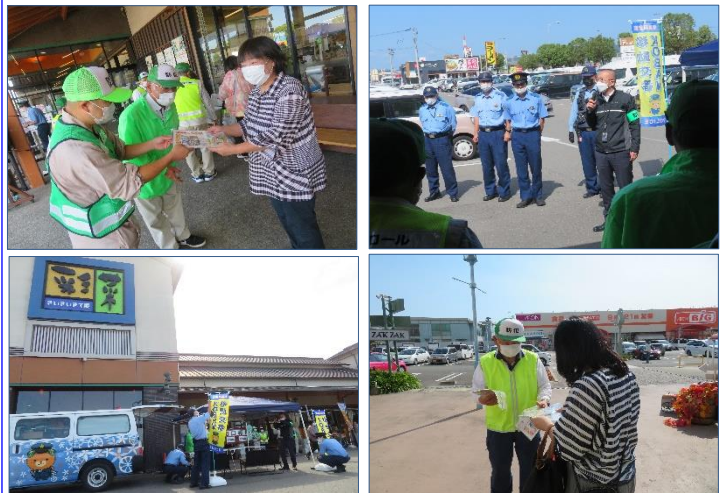
★スマホやパソコンに警告がくるサポート詐欺等

特殊詐欺等の被害に遭わないために！



これらは全て
詐欺の手口です！

令和5年10月11日から10月20日の全国地域安全運動期間中、「子供と女性の犯罪被害防止」「特殊詐欺の被害防止」「侵入窃盗の被害防止」「自転車盗の被害防止」の4項目を重点に広報啓発活動が行われ今治地区防犯協会と今治警察署も特殊詐欺防止を呼びかけました。



不審な電話やメールなどがあれば相手に連絡する前に警察や家族に相談しましょう。

警察相談専用電話 #9110

または、今治警察署

0898-34-0110

